

1 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」^{注1}をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名乗る上祐派が活動している。

令和7年末現在、教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,600人とみられる。

① 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本の「生誕祭」を開催しているほか、同人の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、同人が唱える説法を流したり、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph（アレフ）」は、松本の二男の教団復帰をめぐる生じた内紛の後、役職員となり指導的立場となった二男が、「Aleph（アレフ）」の内外に自らの地位や役割を秘匿しつつ、

組織運営に関わる重要事項について、幹部構成員に意向を伝達し、その意向に沿った活動を行っている。今後も、松本の絶対的な地位を前提とする方針の下、組織運営を行っていくものとみられる。

一方、「Aleph（アレフ）」から排除された一部の信者は、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置き、松本及び同人の説く教義を基盤とした活動を継続している。

② 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトに「オウム時代の反省・総括」を掲載したり、上祐史浩代表がSNSを通じて松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動している。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、団体規制法^{注2}に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。



▲オウム真理教の拠点施設

注1…正式名称を「人格のない社団 Aleph」という。
 注2…無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

③ 遺骨をめぐる動向

平成30年（2018年）7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐる松本の家族間で争われていた祭祀承継審判については、令和3年7月の最高裁判所決定により、松本の二女が祭祀承継者に確定した。

その後も、遺骨等は国により保管されているが、令和4年10月、二女が国に対し、遺骨等の引渡しを求めて東京地裁に提訴した。これに対し国側は、二女側が遺骨等の保管場所や方法を示しておらず、二女ら関係者の安全性に懸念があるなどとして請求棄却を求めたものの、令和6年3月、東京地裁は、国側に二女への遺骨引渡しを命じる判決を下した。同月、国側は控訴し、令和7年末現在、係争中である。

④ 団体規制法に基づく処分状況

ア 観察処分

令和6年（2024年）1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（令和9年1月末まで）更新する決定を行った。警察は、観察処分に伴い行われる公安調査官による教団施設への立入検査の際、施設周辺での警戒警備活動に従事しているほか、観察処分の期間の更新に関して、公安調査庁長官に対し警察庁長官が意見を述べている。

イ 再発防止処分

「Aleph（アレフ）」は、観察処分に伴う公安調査庁長官への報告内容がかねてから不十分であり、公安調査庁による是正指導にも応じていない。このため、令和5年3月、公安審査委員会は、「Aleph（アレフ）」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるとして、団体規制法の施行以来初めて、再発防止処分を行う決定をした。

これにより、「Aleph（アレフ）」は6か月間、土地・建物の全部又は一部の使用及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止された。同処分後も、「Aleph（アレフ）」は不十分な報告を続けており、令和7年9月には6度目の再発防止処分が課されているところ、同処分の請求に関しても、警察庁長官が公安調査庁長官へ意見を述べている。

【事例】 主流派「Aleph（アレフ）」による団体規制法違反事件

令和7年9月、警察は、「Aleph（アレフ）」の拠点施設の1つである札幌白石施設を捜索した。

「Aleph（アレフ）」は、再発防止処分と同施設の一部が使用禁止となっているにも関わらず、禁止場所で団体の用に供する活動を行ったため、令和8年1月、信者6人を団体規制法違反で検挙した（北海道）。



▲札幌白石施設の捜索状況（北海道）

⑤ 組織拡大に向けた動向

主流派は、SNS等の非対面型の手法を用いて青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿し、宗教色を感じさせないヨガ教室等への参加を働き掛けるなどして、新規信者の獲得に向けた活動を行っている。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

【事例】 主流派「Aleph（アレフ）」による勧誘の手口

ヨガ等への勧誘

- 教団による一連の事件を知らない青年層が主な対象
- SNS等の非対面型の勧誘手法を用いて、ヨガ等に興味を持つ者に勉強会への参加を促す



人間関係の構築

- 教団名を秘したまま、十数回にわたりヨガ等を講義
- 被勧誘者の関心や悩みを聞きだし、相談を受けながら、人間関係を構築



入 信

- 教団による一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明
- 松本の偉大性等を講義
- 教団に対する抵抗感がないことを確認した上で教団名を告知し、入信させる

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分が付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

また、令和6年6月には松本サリン事件から、令和7年3月には地下鉄サリン事件からそれぞれ30年が経過したが、こうした年月の経過に伴い、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することが懸念され、さらに、教団はこうした状況に乗じて、組織拡大に向けた活動を活発化することも予想される。

そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等、教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。

さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。



▲地域住民に対する情報発信（神奈川）

「オウム真理教」とは？

■殺人を肯定する教義により、かつて凶悪事件を実行

- 国家権力を打倒するべく武装化
- 地下鉄サリン事件(1995年)等、数々の凶悪事件を実行

■「^{アレフ}Aleph」、「ひかりの輪」と名を変え、今も活動中

- Alephは、団体名を隠して、ヨガ教室等を名目に接近
- ひかりの輪は、主催行事への参加を一般にも呼びかけ

事件を風化させない

警察庁

▲広報用チラシ

【オウム真理教による主な事件】

事 件 名	発 生 日	死者数及び負傷者数
① 弁護士一家殺害事件(殺人)	平成元年11月4日	死者3人
② 松本サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成6年6月27日	死者8人 負傷者約140人
③ 公証役場事務長逮捕監禁致死事件 (逮捕監禁致死・死体損壊)	平成7年2月28日	死者1人
④ 地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成7年3月20日	死者13人 負傷者5,800人以上 ※ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数 なお、令和2年3月に更に1人が死亡



▲松本サリン事件で負傷者を搬送する警察官
(毎日新聞社 / アフロ)



▲地下鉄サリン事件発生時の神谷町駅構内
(Kaku Kurita/ アフロ)

2 極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに、労働運動や大衆運動にも介入している。一方で、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁しており、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(1) 革マル派

革マル派^注は、令和7年中も、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（連合）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。また、各地のメーデー会場周辺では、参加者に対して、連合等の労組指導部を批判するビラを配布し、同派への結集を呼び掛けた。

同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）と東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）については、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

大衆運動においては、政権打倒や反戦等を訴えて、集会、デモ等に取り組んだ。また、同年10月のトランプ米国大統領の来日を捉え、抗議行動に取り組んだ。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢を捉えてロシアを批判したほか、イスラエルとハマスのパレスチナ武装勢力との武力衝突から2年が経過したことを捉えてイスラエルを批判し、各地で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体が主催する社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。



▲「労働者・学生統一行動」（2月、東京）



▲「労働者・学生統一行動」（6月、愛知）

注…正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

(2) 中核派

① 各種闘争課題をめぐる動向

中核派^注（党中央）は、令和7年中も、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持しつつ、反戦闘争を中心に各種闘争に取り組んだ。

反戦闘争においては、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突から2年が経過したことを捉えて、イスラエル国大使館に対する抗議に取り組んだ。

また、同派は、広島市内に原爆が投下された8月6日及び長崎市に原爆が投下された8月9日を捉え、例年、反戦・反核を訴える抗議行動に取り組んでいるところ、令和7年中も広島市内及び長崎市内でそれぞれ「反戦・反核」を訴える抗議行動に取り組んだ。

労働運動においては、国鉄闘争を中心に各種反対行動に取り組んだ。また、同年11月に、都内で「11・2全国労働者総決起集会」を開催した。

裁判闘争においては、昭和46年(1971年)に発生した警察官殺害事件(渋谷暴動事件)により、殺人罪等で懲役20年の有罪判決を受け、控訴中の同派活動家大坂正明らをめぐり、令和7年中、同人らの無罪及び自派の正当性を訴える集会、デモ等に取り組んだ。



▲広島市内における抗議行動（8月、広島）



▲広島市内における抗議行動（Hans Lucas via AFP）

② 組織内問題をめぐる動向

同派は、「25年決戦で革共同の「青年・学生の党」としての建設を圧倒的に実現しよう」などと訴え、引き続き、若者の獲得に向けた取組を行い、SNSを積極的に活用した。

一方、同派は、令和7年9月に開催した「第35回全国委員会総会」において、女性差別・性暴力等を理由に、中央学生組織委員会議長である政治局員の幹部活動家を除名するとともに、同人に同調した同派系全日本学生自治会総連合（全学連）委員長らも含めて「政治局を打倒する「蜂起」＝反革命蜂起を画策した」と批判し、「反革命私党集団を徹底的に弾劾し、文字通り一人残らずたたき出した」などと主張した。これに対し、除名された幹部活動家及び同調者らは、「筆舌に尽くし難い女性差別行為、組織規律違反・組織破壊、暴力的襲撃等々の階級犯罪が、(中略)極めて凶暴に展開」されたとして「全政治局員の自己批判と謝罪」を求めるなどと反発し、内部対立に発展した。両者は、機関紙やSNSでそれぞれ反論を展開するとともに、それぞれ独自に集会、デモを開催するなど、対立動向が継続している。

注…正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

また、同派は、令和4年8月に開催した「第29回全国委員会総会」において、東北地方委員会に端を発する組織内問題を捉え、「解党主義的・反党的な活動を続ける「E L 5派」^{注1}と完全に組織的に決別する」と公表しているが、令和7年も、それぞれ独自に集会、デモに取り組むなど、現在も対立動向がみられる。

このほか、平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、今後も、反戦闘争を軸に、改憲阻止、原発問題を中心とした各種闘争に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派^{注2}は、令和7年中も、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等に取り組んだ。

また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉え、イスラエル国大使館等に対する抗議行動に取り組んだ。さらに、戦後80年に当たっての天皇皇后両陛下の沖縄県、広島県及び長崎県行幸啓に対し、それぞれ現地で抗議行動に取り組むとともに、終戦記念日を捉え、天皇制反対を主張する集会、デモに取り組んだ。

革労協反主流派^{注3}は、令和7年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突やロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢のほか、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を批判し、各地で集会、デモ等に取り組んだ。また、メーデーでは、労働者の権利向上等を訴え、各地で集会、デモ等に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。



▲革労協主流派のデモ（8月、東京）



▲革労協反主流派のデモ（5月、東京）

注1…中核派では、東北地方委員会を「EAST LOCAL」と呼称し、その略称を用いて、同地方委員会の幹部活動家5人の支持者を「EL5派」と呼称している。

注2…正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

注3…正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

(4) 成田国際空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が係属しており、極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、抗議行動に取り組んだ。

また、極左暴力集団は、成田空港におけるC滑走路新設等を含む「成田空港第2の開港プロジェクト」を捉え、抗議行動に取り組んだ。

なお、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、令和7年10月に開催予定であったところ、主催者は「不測の事態が発生する恐れがある」として直前に中止を発表した。これについて中核派（党中央）は、同派の組織内対立が影響を与えたとして機関紙上で謝罪した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

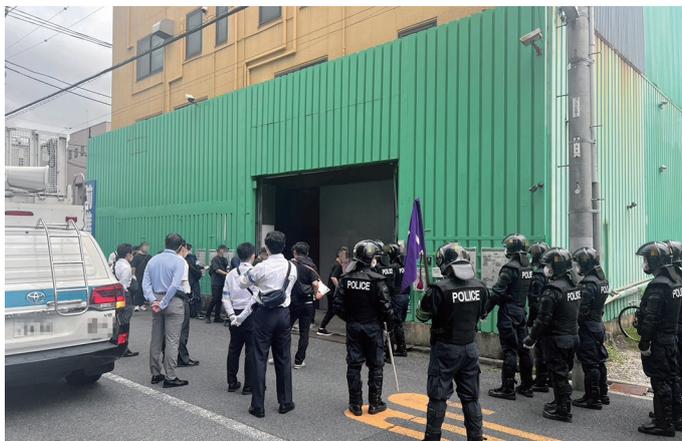


▲成田市内における抗議行動（7月、千葉）

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これら活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進し、令和7年中、極左活動家33人を検挙した（前年比+19人）。

このうち、デモ等の現場において、中核派系全学連活動家ら8人を公務執行妨害罪等で逮捕した。



▲中核派活動拠点「前進社」の捜索状況
(朝日新聞社 / 時事通信フォト)

【事例】中核派系全学連活動家らによる違法行為

- ① 中核派系全学連活動家らは、京都大学において、「総長室に突入しよう」などと拡声器を用いて集団を扇動し、大学職員の制止を振り切り同大学本部棟内に押し入るなどして大学の業務を妨害したことから、令和7年2月、同活動家ら7人を威力業務妨害罪で逮捕した（京都）。
- ② 中核派系全学連活動家は、京都大学において、「時計台占拠」と称して同大学の建物に梯子を立て掛けて登ることを企て、これを制止しようとした大学職員に対して、「スクラムを組め」などと呼び掛け、氏名不詳者らをして、スクラムを組んで体当たりするなどの暴行を加えたことから、令和7年10月、同活動家を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（京都）。

- ③ 中核派系全学連活動家は、天皇皇后両陛下の沖縄県行幸啓に際し、中核派が取り組んだ抗議行動において、警備中の警察官の頬を拳で殴打する暴行を加え、公務の執行を妨害したことから、令和7年6月、同活動家を公務執行妨害罪で逮捕した（沖縄）。
- ④ デモ警備中の警察官の頬を拳で殴打する暴行を加えた中核派系全学連活動家と同デモ警備中の警察官がかぶっていたヘルメットの頬部分を肘で殴打する暴行を加え、公務の執行を妨害した同派（党中央）活動家の計2人を、令和7年6月、公務執行妨害罪で逮捕した（警視庁）。
- ⑤ 中核派系全学連活動家2人は、配布したビラを破って丸めた被害者に憤慨し、同人の肩や腕付近をつかんだり、着衣を引っ張ったりするなどしたことから、令和7年7月、同活動家2人を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（警視庁）。



▲デモに対する警察の対応状況（6月、東京）

【事例】中核派（党中央）活動家による違法行為

- ① 中核派（党中央）活動家2人は、平和記念式典に際し、同派が取り組んだ抗議行動において、同式典に伴う警備に従事していた警備員の足を蹴る暴行を加えるなどしたことから、令和7年8月、同活動家2人を暴行罪で逮捕した（広島）。
- ② 中核派（党中央）活動家は、近鉄名古屋駅から300円区間有効の乗車券を使用し同駅に入場して近鉄松阪駅まで乗車後、同駅がJR松阪駅と共同利用している改札口をJRの定期券により通過して出場し、正規運賃との差額1,230円の支払を免れたことから、令和7年11月、同活動家を電子計算機使用詐欺罪で逮捕した（愛知・三重）。



▲抗議行動に対する警察の対応状況（8月、広島）

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしている。

3 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

① 抗議活動の状況

右翼は、令和7年中、以下の諸外国等に関連する動向、問題等を捉えて、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

ア 中国

中国をめぐるのは、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶の動向を捉え、「尖閣諸島は、我が国固有の領土であり、いつまでも中国の暴挙を放置するわけにはいかない」などと批判したほか、中国海警局のヘリコプターによる領空侵犯を捉え、「日本の領空内にヘリコプターを飛ばして領空侵犯したことは絶対に許さない」などと批判した。

イ ロシア

ロシアをめぐるのは、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「ロシアによるウクライナ侵攻は、絶対に許してはならない」などと批判したほか、北方領土問題を捉え、「我々はロシアから北方領土を取り戻すまで、断固、抗議する。ロシアは直ちに北方領土から出ていけ」などと批判した。

ウ 韓国

韓国をめぐるのは、韓国が竹島を不法占拠していることや慰安婦問題、旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「我が国の領土である竹島は韓国によって、不法に占拠された。韓国は竹島を日本に返還せよ」、「韓国は、従軍慰安婦問題や徴用工問題に対して謝罪と賠償を要求しているが日本はこれに応じる必要はない」などと批判した。

エ 北朝鮮

北朝鮮をめぐるのは、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮のミサイル発射は、国連の安保理決議に違反する行為である」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「多くの拉致被害者が帰国できていない。この非人道的行為を許すことはできない」などと批判した。



▲中国に対する抗議行動（9月、東京）



▲ロシアに対する抗議行動（8月、東京）



▲韓国に対する抗議行動（10月、東京）

オ 政局

政局をめぐっては、石破総理（当時）の退陣を捉え、「総理が交代して自民党が生まれ変わるといったら大間違いだ。」などと批判した。高市内閣発足をめぐっては、多くの右翼が「高市総理には山積した課題の解決に尽力してほしい」などと期待を示した一方、一部の右翼は、「高市総理は、総理になった途端に靖國神社参拝を見送った」などと批判した。

令和7年中、右翼が街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、下表のとおりである。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議行動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。



▲政権に対する抗議行動（2月、東京）

右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和7年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府 関連	約1,300（約1,270）	約2,810（約2,710）	約740（約 830）
中国 関連	約1,170（約1,310）	約2,550（約3,060）	約770（約 910）
ロシア 関連	約680（約 810）	約1,780（約2,140）	約620（約 760）
北朝鮮 関連	約450（約 670）	約1,110（約1,670）	約350（約 570）
韓国 関連	約580（約 600）	約1,240（約1,320）	約450（約 500）

注：数値は、延べ数

（ ）内は令和6年

② 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約800台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

令和7年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ約130社（実数約30社）（前年同期：延べ約80社、実数約30社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。



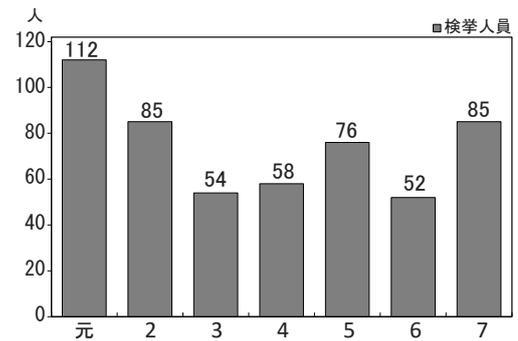
▲糾弾活動（11月、鹿児島）

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和7年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかった。

一方、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

右翼運動に伴う事件の検挙状況（令和元年～7年）



【事例】右翼団体代表らによる道路運送車両法違反等事件

右翼団体代表の男は、指定自動車整備事業を営む男と共謀の上、街頭宣伝車の継続検査に際し、受検した事実がないにもかかわらず、同車が保安基準に適合していることを証明する内容虚偽の保安基準適合情報を記録するなどして、自動車検査証の有効期間の更新を受けたことから、令和7年2月、同男を道路運送車両法違反等で逮捕した（岡山）。

【事例】右翼団体代表による脅迫事件

右翼団体代表の男は、自身が運転する自動車を被害者が運転する自動車の前方に停車させ、拡声器を用いて「あおり運転してすみませんもねえのか。てめえの家までつきまとう」などと申し向けて脅迫したことから、令和7年2月、同男を脅迫罪で逮捕した（警視庁）。

【事例】右翼団体構成員らによる暴力行為等処罰に関する法律違反事件

右翼団体構成員らは、被害者の勤務先周辺において、街頭宣伝車を走行させながら、同車に搭載された拡声器を使用し、「いい加減にしろよ。お前、殺すぞマジで。」などと、団体の威力を示して脅迫したことから、令和7年4月、同男らを暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（山梨）。

【事例】右翼団体幹部による公務執行妨害事件

右翼団体幹部の男は、^{ユンボンギル}尹奉吉^注 関連施設の開設に対する抗議活動において、同活動の警備に従事していた警察官に対し、頭突きするなどの暴行を加え、公務の執行を妨害したことから、令和7年5月、同男を公務執行妨害罪で逮捕した（石川）。



▲抗議活動の状況（3月、石川）

注…戦前の朝鮮独立運動家とされる人物。

令和7年中の右翼運動に伴う事件の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、次表のとおりである。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。



▲街頭宣伝活動の取締り（8月、埼玉）

右翼による違法行為の検挙状況等（令和7年）

右翼運動に伴う事件の検挙 （うち、街頭宣伝活動に伴う事件12件22名）	60件
	85人
資金獲得を目的とした事件の検挙	22件
	27人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	2丁

注：数値には、「未遂」事件の検挙を含む

（3）右派系市民グループをめぐる動向

① 右派系市民グループ

令和7年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

② 違法行為の取締り

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

4 日本共産党

(1) 第27回参議院議員通常選挙の結果

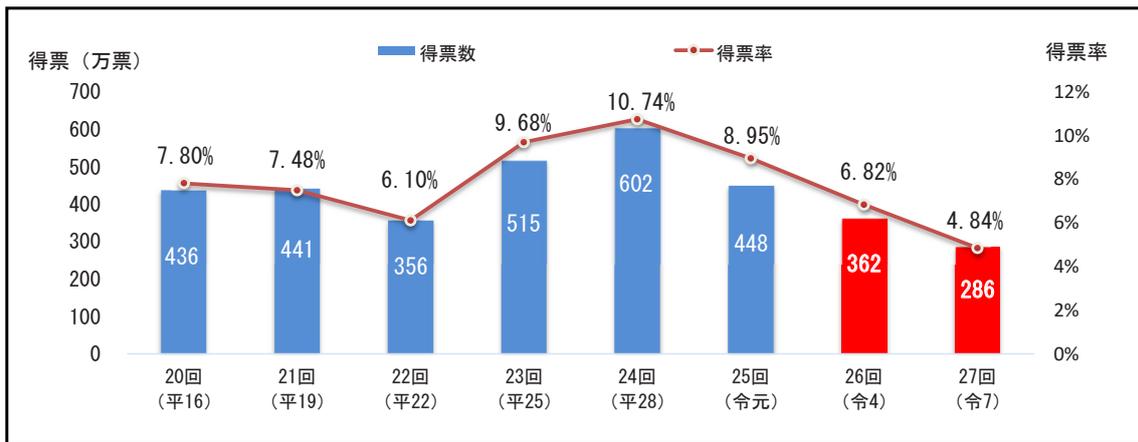
日本共産党は、令和7年7月の第27回参議院議員通常選挙において、比例代表で「(得票数) 650万票、得票率10%以上」及び「改選4から5議席への躍進」並びに選挙区で「東京、埼玉、京都の現有議席を絶対確保する」などを目標に掲げた。

第27回参院選では、日本共産党は、6月に実施された立憲民主党との党首会談の後、32ある1人区のうち17選挙区で公認候補の擁立をせず、立憲民主党の公認候補や無所属で野党共闘の立場をとっている候補への一本化を行った。日本共産党は、同選挙に選挙区28人及び比例代表19人の公認候補を擁立した。



▲開票が始まり、取材に応じる日本共産党の田村智子委員長（時事）

参院選（比例代表）における日本共産党の得票数、率の推移



第27回参院選の結果、日本共産党は、比例代表で約286万票、得票率4.84%の獲得にとどまり目標に届かなかったほか、第26回参院選（令和4年）の得票数及び得票率（約362万票及び6.82%）からも減少させた。議席は、比例代表で2議席及び選挙区で1議席（東京）の獲得にとどまり、改選前7議席から4議席減の3議席へと後退した。なお、候補を一本化した1人区のうち12選挙区で野党候補が当選した。

日本共産党は、令和7年9月に開催した第6回中央委員会総会（6中総）において、第27回参院選の結果について、「厳しく重大な結果」としながら、1人区での候補一本化に関して「新しい情勢を開くうえでの大きな貢献となった」と評価した。また、自党の議席の後退について、「質量ともなう党建設の後退が打開できていないこと」に加え、参政党について「極右・排外主義の立場に立つ」とし、「参政党が（中略）排外主義をあおり立てるもとの、多くのメディアによって「外国人問題」が選挙戦の争点であるかのような報道がなされ、（中略）選挙戦の真の争点を覆い隠すとともに、わが党の前進を妨げる大きな圧力となって作用した」などと総括した。

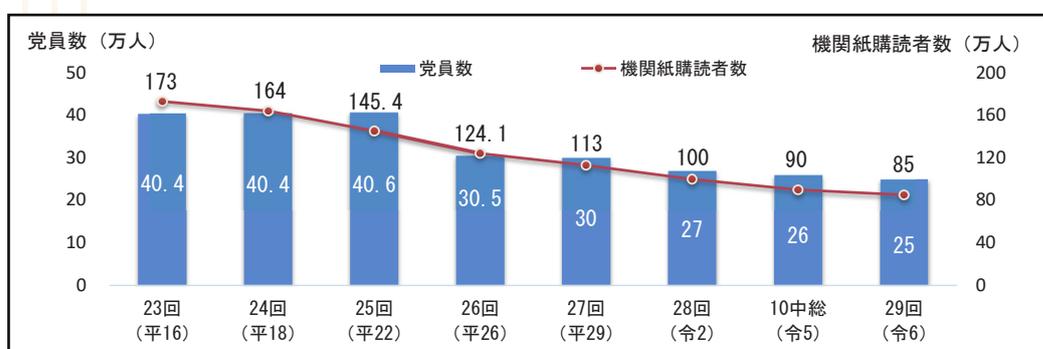
(2) 党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和7年1月に第4回中央委員会総会（4中総）を開催し、参院選の勝利と党勢拡大等に向けて、同年4月末までの「500万要求対話・党勢拡大・世代的継承の大運動」を提起した。さらに、6中総では、同年12月末までを「質量ともに強大な党をつくる集中期間」（「集中期間」）として、「5,000人の新しい党員を迎える」などの目標を提起した。しかし、いずれの期間にも党勢を拡大させることはできず、「集中期間」については令和8年4月末まで延長されることとなった。

日本共産党機関紙「しんぶん赤旗」をめぐるっては、発行にかかる赤字打開のため4中総で1年間に10億円の募金を訴え、令和7年12月17日時点で約8億9,000万円を集めた。また、同年10月から「しんぶん赤旗」日曜版の電子版発行を開始した。

なお、日本共産党は、6中総において、次回の第30回党大会の開催時期を、令和9年1月とすることを提案した。令和6年1月の第29回党大会では、令和8年1月の党大会開催を想定した党勢拡大の目標を設定していたため、事実上、党大会を1年延期したことになる。

日本共産党の党員、機関紙現勢の推移（党大会等ごと）



(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（全労連）は、令和7年5月、都内・代々木公園において、「最低賃金今すぐ全国一律1500円」などのスローガンを掲げ、「第96回中央メーデー」を開催し、約1万4,000人（主催者発表）が参加した。

来賓として出席した日本共産党の田村委員長は、「賃上げが物価高に追いつかないのは自公政権の無為無策に責任がある。職場での闘いと共に、物価高から暮らしを守る闘い、政治を変える闘いを」などと挨拶を行った。

また、同年7月、都内で「第67回評議員会」を開催し、秋山正臣議長が、「改憲反対や最低賃金全国一律制など全労連の要求と一致する政党と連携を強め、職場に労組の風を吹かせて組織を強化・拡大しよう」などと挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対するなどの運動に取り組むものとみられる。



▲第96回中央メーデー（時事通信フォト）

5 大衆運動

大衆団体等は、令和7年中も、様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 近年の大衆運動

テーマ①：平和安全法制廃止

平和安全法制の成立10年を捉えて、国会議事堂前等各地で、同法廃止を訴える抗議行動や集会等が取り組まれた。

令和7年9月、国会議事堂前で、「武力で平和はつukれない！ 強行採決から10年 戦争法廃止！ 9・19国会正門前大行動」が取り組まれ、約2,300人が参加した(主催者発表。以下同じ)。

テーマ②：憲法改正反対

同年5月、東京臨海広域防災公園で、憲法改正反対を主張する「未来は変えられる！ 戦争ではなく平和なくらし！ 2025 憲法大集会」が取り組まれ、約3万8,000人が参加したほか、同年11月には、国会議事堂前で、「今こそ平和といのちと人権を！ 11.3 憲法アクション」が取り組まれ、約2,300人が参加した。

テーマ③：農家への所得保障制度の実現

同年3月、青山公園(東京都)で、農家への所得補償制度の実現を求める「令和の百姓一揆」が取り組まれ、約3,200人が参加した。

テーマ④：財務省「解体」

同月、財務省や地方財務局等前で、「財務省解体デモ」と称する抗議行動が取り組まれた。



▲平和安全法制に対する抗議行動
(朝日新聞社 / 時事通信フォト)



▲憲法改正に対する抗議行動(時事)



▲農家への所得補償制度の実現を求める抗議行動
(AFP=時事)



▲財務省を批判する抗議行動
(朝日新聞社 / 時事通信フォト)

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正をはじめとする様々な政策や時事問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、政府が令和7年2月に閣議決定した中長期的なエネルギー政策の指針である「第7次エネルギー基本計画」において、「再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要」との文言が明記され、政府が既存の原発の最大限活用や次世代革新炉の開発・設置を推進する方針を示したことなどを捉え、全国各地で原発の廃止や再稼働反対を訴える抗議行動や集会等に取り組んだ。

テーマ①：原発の廃止

都内では、毎月第3金曜日に首相官邸前で抗議行動が取り組まれたほか、年2回（3月と9月）の定例取組として、代々木公園で「さようなら原発全国集会」が開催され、令和7年3月には約3,000人（主催者発表。以下同じ）、同年9月には約4,500人がそれぞれ参加し、全国の原発立地地域等で反原発運動に取り組む市民団体の代表者らが原発の廃止を訴えた。

テーマ②：再稼働反対

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地する新潟県では、同年6月、東京電力が柏崎刈羽原発6号機に燃料を入れる「燃料装荷」を開始したことを捉え、東京電力新潟本社前（新潟市）で抗議行動が取り組まれたほか、同年9月には柏崎市内で「なくそテ原発2025 柏崎大集会」が開催され、県内外から約1,000人が参加し、柏崎刈羽原発の再稼働反対を訴える集会・デモに取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、原発の運転再開や次世代革新炉の開発・設置等、原子力政策に関する様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。



▲さようなら原発 3.8 全国集会（共同通信社）



▲柏崎刈羽原発6号機への燃料装荷に反対する抗議行動（共同通信社）

(3) 沖縄県内における反基地運動

① 抗議行動・妨害活動

沖縄県内では、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和^{あわ}棧橋^{かき}周辺、国頭郡本部町の本部港（塩川地区）等において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返したほか、米軍関連施設周辺での抗議行動にも取り組んだ。

令和7年5月には、中頭郡北谷町内に約2,000人（主催者発表）を集め、「復帰53年 5・15 平和とくらしを守る県民大会」を開催し、沖縄戦後80年の節目を捉え、「忌まわしい戦争の記憶を風化させることなく、平和を希求するウチナーの肝心（ちむぐくる）を世界に発信しよう」との呼び掛けが行われたほか、「多くの市民の力を結集させ、基地のない沖縄、平和な日本、戦争のない世界の実現をめざす」との大会宣言を採択した。



▲反基地運動（共同通信社）



▲海上における反基地運動（共同通信社）



▲反基地運動（共同通信社）

② 違法行為への対処

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和7年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で合計15件延べ10人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(4) 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

会議①：G7カナナスキス・サミット

国際会議等を捉えて環境保護等を主張する海外の勢力は、令和7年（2025年）6月、カナダで開催されたG7カナナスキス・サミットに際し、イスラエル・パレスチナ情勢や米国のトランプ大統領に対する批判といった様々なテーマを掲げ、会場近郊で500人規模の抗議行動に取り組んだ。



▲G7カナナスキス・サミットを捉えた抗議行動
（6月、カナダ）（共同通信社）

会議②：第80回国連総会

また、同年9月、米国・ニューヨークで開催された第80回国連総会におけるイスラエルのネタニヤフ首相の一般討論演説に際し、イスラエル政府に対する批判や即時停戦等を訴え、会場近郊で2,000人規模の抗議行動に取り組んだほか、トランプ大統領の一般討論演説に際し、会場に向かう各国首脳の通行を妨害する目的で道路を封鎖する抗議行動に取り組み、数十人が逮捕された。



▲国連総会におけるネタニヤフ首相に対する抗議行動
（9月、米国）（ロイター/アフロ）



▲国連総会におけるトランプ大統領に対する抗議行動（9月、米国）
（Yoav Ginsburg/ZUMA Press Wire/ 共同通信イメージズ）

一方、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する国内の勢力は、令和7年中、海外の活動家とも連携しつつ、反基地運動等に取り組んだ。

今後も、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、国際的な連携の維持、強化を図りながら、国際会議及び様々な国際情勢を捉えて、抗議行動に取り組んでいくものとみられる。

(5) 環境問題を捉えた過激な運動

気候変動による影響の深刻化は、環境問題に対する国際的な世論を喚起し、環境保護運動が盛り上がる要因となっている。

海外では、政府や企業に気候変動対策を求めて過激な運動が行われており、令和7年(2025年)6月には、環境保護団体の活動家が、カナダ国内で画家ピカソの絵画に塗料を掛ける事件が、同年8月には、ノルウェー国内の製油所周辺の道路を封鎖する事件等がそれぞれ発生した。

今後、海外で発生しているような運動が日本国内で発生する可能性は否定できず、注意が必要である。



▲環境保護団体による抗議行動
(8月、ノルウェー) (EPA=時事)

(6) 動物権利問題を捉えた過激な運動

① 動物の殺処分問題

海外では、動物愛護の観点から動物の権利を主張する過激な運動が行われており、令和7年(2025年)7月には、動物権利団体の活動家が、ドイツ国内の動物園に侵入し、両手を地面に接着剤で貼り付けるなどして動物の殺処分に抗議する事件等が発生した。

② 和歌山県太地町のイルカ漁

環境保護団体シー・シェパード(Sea Shepherd)創設者が日本の商業捕鯨や和歌山県太地町のイルカ漁を批判しており、反捕鯨活動家は、今後も妨害行為を含めた抗議行動に取り組むものとみられる。

和歌山県太地町のイルカ漁をめぐるのは、同年9月のイルカ漁解禁に合わせて、漁の中止を求める活動家が、現地を含む国内外において抗議行動に取り組んでおり、警察では、和歌山県警察において太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進しているほか、出入国在留管理庁等と連携して水際対策を推進している。

動物権利問題を捉えた過激な運動は、今後も国内外で様々な形態で取り組まれるものとみられる。



▲動物権利団体による抗議行動
(7月、ドイツ) (dpa/時事通信フォト)



▲太地町畠尻湾を警戒する太地町特別警戒本部員
(11月、和歌山)